平成２１年（フ）第１７８号
茨城県土浦市並木２丁目４番６号
債務者　中島義比古
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１８３号
茨城県土浦市乙戸南２丁目９番35号
債務者　宮川　直実
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第９７号
茨城県坂東市平八新田１番地２
債務者　染谷　郁代（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１４６号
茨城県坂東市岩井3245番地、前住所茨城県坂東市上出島1110番地52　アイランドコーポ８号室
債務者　長谷川　誠
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３０号
栃木県真岡市高勢町２丁目120番地16　メゾン・ド・ネイジュⅡ101号
債務者　大根田浩美
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２１年（フ）第３１号
栃木県芳賀郡益子町大字塙3572番地17
債務者　戸田　恵美
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２１年（フ）第２８号
福井県敦賀市堂57号907番地
債務者　浜端香菜子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２０年（フ）第２１４１号
愛知県海部郡蟹江町本町８丁目60番地　コーポタテエ１階１－２号室、住民票上の住所愛知県海部郡蟹江町本町８丁目60番地
債務者　東　　征治
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３０２７号
静岡県浜名郡新居町新居99番地の３　ベルスウィング105号、申立時の住民票上の住所愛知県豊橋市神野新田町字水神下83番地
債務者　川島　孝仁
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３０２８号
愛知県小牧市古雅３丁目61番地５、申立時の住民票上の住所愛知県豊橋市神野新田町字水神下83番地
債務者　川島　摩弓
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３３７号
愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字与太郎62番地１　富吉グリーンハイツ２号棟911号
債務者　吉北五十鈴
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５４２号
愛知県春日井市六軒屋町２―126　エントピアＫＴ207号、住民票上の住所鳥取市元魚町２丁目212番地
債務者　川田　知里
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６１６号
名古屋市港区小賀須２丁目307番地
債務者　加藤　和華
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６４９号
名古屋市西区城北町１丁目79番地
債務者　市川　範浩
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７２３号
愛知県小牧市小牧１丁目44番地　マンション丸鎰２－２号
債務者　和田　絵美
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３９３号
兵庫県姫路市広畑区才326―１中河原住宅９棟919号、住民票上の住所兵庫県姫路市西中島294番地３シティホーム花北203号
債務者　山下　律起
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３９４号
兵庫県姫路市広畑区才326―１中河原住宅９棟919号、住民票上の住所兵庫県姫路市西中島294番地３シティホーム花北203号
債務者　山下　由利
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部